

## 「平成27年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見募集結果について

## 1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成27年1月30日(金)～平成27年3月1日(日)  
 (2) 公表資料の閲覧方法  
 ・奈良県消費・生活安全課ホームページに掲載  
 ・県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー(県内5ヶ所)、県保健所に閲覧用冊子を配置  
 (3) 意見等の提出方法 電子メール・郵送・FAX

## 2 意見の提出状況

- (1) 意見提出者及び総意見提出件数  
 ・意見提出者 3名  
 ・総意見提出件数 10件

## 3 意見に対する県の考え方

項目	提出された意見	県の考え方
第1 監視指導の実施に関する基本的な事項 5 連携の確保 (2)②食品表示法について  <b>計画案:3ページ</b>	施行内容に沿った周知が円滑に進むよう、県民、食品事業者等関係者への積極的な情報提供を要望します。  <b>[理由]</b> 平成25年6月に消費者庁から食品表示法が公布され、今年度に施行期日を迎えます。食品表示は「消費者にとってわかりやすく利用しやすい表示」「事業者にとっては実行可能で理解しやすい表示」「行政にとっては判断・指導しやすい表示」が必要だと考えます。そのためにも、県民や食品事業者等関係者への理解を深めるためにわかりやすい情報提供、説明会の実施等、丁寧な取り組みが進められることを要望します。	当県では、すでに食品表示に関しては当課で一元化しており、食品表示法の施行に対しても、これまでどおり関係機関と連携しつつ、監視・指導や情報提供を主体的に行っていきます。 今後、表示基準等の公布・施行を受けて、相手に応じたできるだけわかりやすい情報提供に努めます。
第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき項目 (1)食中毒発生防止対策に関する事項  <b>計画案:4ページ</b>	①ノロウイルス食中毒 様々な対策が取られているにもかかわらず、直近では1月から2月にかけて県内の飲食店で3件のノロウイルスによる食中毒と1件のじゃがいものソラニン類による食中毒が発生しています。食品事業者に加え、教育機関との連携を強め、引き続き食中毒対策が一層強化されるよう要望いたします。  <b>[理由]</b> 食中毒は、家庭はもちろん、飲食店従業員や教育現場での対策も大切であることから、例えばノロウイルスによる食中毒が発生した場合の対処方法や、基本的な食物による食中毒の回避の方法など、情報の提供や啓発を教育現場や食品事業者や家庭との協力で、リスクコミュニケーションを強化していただくよう要望いたします。	ノロウイルスによる食中毒は当計画においても、重点的に監視指導を実施すべき項目に挙げており、引き続き食品等事業者を中心に監視指導及び啓発・情報提供を行っていきます。また、じゃがいものソラニン食中毒につきましても、本年度より当計画に盛り込み、啓発チラシも作成し、関係機関と連携しつつ、より一層の対策を行っていきます。
第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき項目 (2)適正な食品表示の監視指導  <b>画案:4ページ</b>	食品表示法がいよいよ今年度中に施行されることになるとは思いますが、施行後もスムーズに適正な食品表示が実施されるように、関係機関の連携体制の確保及び消費者や食品事業者への情報提供を要望いたします。  <b>[理由]</b> 消費者にとって「分かりやすく活用できること」が食品表示の使命だと思います。消費者や食品事業者などの関係者に、理解が進むように説明会や情報提供などを進めてください。	当県では、すでに食品表示に関しては当課で一元化しており、食品表示法の施行に対しても、これまでどおり関係機関と連携しつつ、監視・指導や情報提供を主体的に行っていきます。 今後、表示基準等の公布・施行を受けて、相手に応じたできるだけわかりやすい情報提供に努めます。
(4)放射性物質に関する事項  <b>計画案:4ページ</b>	食品に含まれる放射性物質検査が実施されていますが、引き続き検査の継続と検査対象の拡充と結果の迅速な公表を要望いたします。  <b>[理由]</b> 原発事故後からすれば、体制も取られ、消費者側も落ち着いてきましたが、放射性物質検査の実施と公表は消費者の安心につながり、風評被害の防止に役立っていると思います。検体数を減少させることは理解できますが、先日も汚染水の外洋への漏出報道もあり、県内に流通する水産物に関しても情報提供をしていただくと安心につながります。	原発事故直後と比べれば、情勢は落ち着いてきたとは言えますが、放射性物質検査については、状況を勘案しながら引き続き実施していきます。 また、検査結果につきましては、逐次厚生労働省に報告しており、厚生労働省のホームページで確認できるほか、当県でも四半期ごとに結果を集計し、ホームページで公表しています。

項目	提出された意見	県の考え方
<p>第4 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項 (3)HACCP手法の導入の普及啓発</p> <p><b>計画案:8ページ</b></p>	<p>より多くの食品企業でHACCP手法の取り組みが進むよう普及啓発の充実を要望します。</p> <p>[理由] HACCP手法は国際標準として世界的に普及が進み、我が国においても海外から求められる農林水産物、食品の安全基準に対するHACCP手法の普及が不可欠となっています。しかし、我が国の現状はHACCP手法に基づく衛生管理の普及は低いままであり、特に中小企業の普及率は27%にとどまります。平成27年度から新たにHACCP導入型基準が施行され、奈良県においても奈良県HACCP自主衛生管理認証制度の施行に向け取り組みを進めておられますことに、貴課はじめ関係部局の方々に深く敬意を表し感謝を申し上げます。今後、より多くの食品企業でHACCP手法の取り組みが進むよう普及啓発の充実をお願いします。</p>	<p>本年より、当計画の基本的方向として、「HACCP手法の導入の促進」を明記し、HACCP手法の普及を図ります。さらにHACCP導入型基準の採用や採用を検討する事業者に対する助言や指導も積極的に行ってまいります。</p>
<p>第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項</p> <p><b>計画案:8ページ</b></p>	<p>奈良県食の安全安心懇話会が始まって10年すぎることと思います。すでにされているのかもとは思いますが、これまでのふりかえり、これからの長期的なビジョンなど描かれて新たな全国一高い食の品質を誇れるまちづくりなどめざされてもいいのではと期待します。</p> <p>食の安全に関するリスクコミュニケーションの強化を要望します。</p> <p>[理由] 昨年末から食品への異物混入事案が相次ぎ、消費者に不安が広がり、企業側は混入のなかった商品も含め、全商品の自主回収に追い込まれている事案も見られます。食品等事業者は、食品衛生法に基づき食品への異物混入の撲滅に取り組む必要はありますが、リスクの大小に応じた冷静な対応が、食品等事業者、消費者の双方に必要です。過剰な商品回収は、食品ロスや、商品の価格上昇にもつながります。リスクの大小に応じた冷静な対応が進むよう食品の安全に関するリスクコミュニケーションの強化を要望します</p> <p>食品衛生に関する身近なテーマで県民と気軽に意見交換する場を持つことは大変重要です。小規模な単位で大学や市町村の連携や協力を得ながら、大学生や比較的若い世代である小学校のPTA単位などでの意見交換の場を持つなど工夫をしてください。</p> <p>[理由] 食品への異物混入事件が相次ぎました。核家族化が進み、「ゼロリスク」を求める消費者と「完全ゼロは困難」とする企業側との乖離がすすんでいるように思います。「ゼロリスク」を求めるためのコストが価格を押し上げ、結果的に消費者に負担がかかることになると思われます。異物混入があったら、ソーシャルメディアに投稿する前に、まずは企業に連絡することであり、困ったときには消費生活センターなどに相談すること、企業と消費者双方のコミュニケーションが重要であることを根気よく啓発することが重要だと考えます。</p>	<p>ご意見につきましては、今後の懇話会のあり方の参考とさせていただきます。</p> <p>ご意見のとおり、まさしくリスクコミュニケーションの目的の一つに、「ゼロリスクはない」「リスクには大小がある」といったことを知り、リスクを理解する力を身につけ、それに応じた冷静な対応を促すことが重要であると考えています。</p> <p>昨年度と今年度には、中学生を対象に「ジュニア食品安全ゼミナール」を開催し、このような内容を取り入れたところ、事後のアンケートでは、「食の安全についてもっと考えようと思った」「この内容を家族にも教えたい」等の意見が寄せられたため、例年の恒例行事にしていく方向で検討します。</p> <p>また、大学生を対象に比較的少人数参加のリスクコミを開催しており、今後も、若い世代への情報提供・啓発活動について、積極的に行っていく予定です。</p> <p>保健所単位の地域密着型のリスクコミについても引き続き開催していきたいと考えており、幼稚園児や小学生の保護者の勉強会等における食中毒予防の情報提供・意見交換もその一例と考えています。</p>
<p>第6 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項 (2)食品等事業者に関する事項</p> <p><b>計画案:10ページ</b></p>	<p>衛生管理について：観光都市として宿泊や食の提供施設の充実にむけて、安心・安全、確かな品質、アレルギー等食品に関わる事故をおこさない体質と対策が県全体ではかられることをのぞみます。もっとも事業者の規模によっては、そのための特別な設備投資まではできないところもあるでしょうが、それぞれの施設の状況に応じたやり方でできるだけ、食品事故や事件がおきにくい対応がとられるよう、関連の事業者への意識啓発と情報提供(学習の場)、事例交流のなどをもうけていただき、県内の事業者が連携して県内どこでも安心して食べる事を楽しめる地域作りにあたれるようになればと願っております。すでに書かれている範囲で対応されているところはあると思いますが、立派な宿泊施設や飲食施設での産地偽装や異物混入の事故、事件がおきればSNSなどを通じて、風評被害も含めた業界、地域全体への影響は大きなものとなる様子を見て、そう考えた次第です。</p> <p>また、おなじところとなりますが、介護保険制度の変更や次世代育成の視点から、さまざまな主体がサロン事業(活動)や居場所づくりなど福祉的なとりくみが地域で展開されるかと思われれます。そういった際にも、衛生面、アレルギー対応などの食品提供の際に関する啓発、相談窓口もあれば、助かります。</p>	<p>ご意見のとおり、各事業者の規模や環境によって、取られる対策は変わってきます。そのような事情を鑑み、通常時の監視時において、保健所の食品衛生監視員は各施設の状況に応じた指導・助言を行っています。また、全体的な内容に関しては衛生講習会等を通じて情報提供いたします。</p> <p>また、地域での祭典、催事等の際は食品営業類似行為等実施計画報告書を保健所に提出することになっており、その際に相談や助言も行っております。</p>

項 目	提出された意見	県の考え方
<p>別表2 食品等検査実施計画</p> <p><b>計画案:11ページ</b></p>	<p>検査の拡充を要望します。</p> <p>[理由] 別表2に掲載された食品等検査実施計画が昨年よりも減らす計画となっておりますが、県民の食生活の安全を確保し、健康の保護を図るためにも、検査の拡充を要望します。特に微生物検査は、食中毒を未然に防ぐためにモニタリング検査(監視)が必要です。また、平成24年12月東京都調布市で、給食を食べた小5女児が「アナフィラキシーショック」を起こし、死亡する事故が発生するなど、食物アレルギー問題は生命に関わる重要な問題です。監視指導のさらなる強化とともに、食物アレルギー検査の検体数の拡充を要望します。</p> <p>また、県内農産物の残留農薬検査については、昨年よりも増やした計画となっておりますが、一方で県内に流通する農産物(輸入農産物を含む)の残留農薬検査については減らす計画となっております。一昨年12月には、奈良県の収去検査により、他府県産の農産物において残留基準値を超える事例が確認され、自主回収に至ったものがありました。このような経験から、他府県産の農産物残留農薬検査においても、検体数の拡充を要望します。</p>	<p>近年、食品の衛生確保(安全性の確認)については、HACCP手法の有効性により、製品の抜き取り検査等から製造工程をリスク管理することを重視するようになってきており、今後は、管理運営基準にHACCP導入型基準が規定されたこともあり、行政の監視指導の方法もそれに合わせて、変化し転換していくことが求められています。</p> <p>すなわち、製品の収去検査による個別確認に加えて、事業者自らがHACCP手法を取り入れた製造工程管理を行うことを普及啓発し、製造工程管理に着目した詳細な監視・指導が必要になってきます。そのためには、どうしても業務を見直さなければならず、先に述べた趣旨からやむを得ず検査数を減らすことにしました。ただし、計画作成にあたっては、もちろん必要であると判断した検査は減らしておらず、さらに、これまでの検査結果や県内外の状況等を勘案して効果的なものとなるよう検討に努めました。</p>

4 結果公表  
公表期間 平成27年4月 日( )~平成27年5月 日( )

5 問い合わせ先  
奈良県くらし創造部消費・生活安全課食品安全推進係  
〒630-8501 奈良市登大路町30 電 話 : 0742-27-8681  
FAX : 0742-22-0300

項 目	提出された意見	県の考え方

項 目	提出された意見	県の考え方

4 結果公表  
公表期間 平成26年3月 日 ( ) ~平成26年4月 日 ( )

5 問い合わせ先  
奈良県くらし創造部消費・生活安全課食品安全推進係  
〒630-8501 奈良市登大路町30 電話 : 0742-27-8681  
FAX : 0742-22-0300